

第9号

規則第21条第1項第9号 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。【対象事業者：使用者等】

本号では、法第24条の規定に基づき、法第23条に規定する健康診断を受けた結果又はその他の健康診断を受けた結果、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、保健上の必要な措置を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

9-1) 保健上必要な措置を講じる責任者を規定すること。

解説)

放射線管理部門の長等、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して保健上の必要な措置を講じることができる若しくはその担当者に直接指示命令ができる職責にある者を責任者とし、組織によってはこの部門を含む上位の長を責任者とするなど、事業所の組織実態に合った責任者を規定します。

9-2) 規則第23条第1号の規定に基づき、放射線障害を受けた放射線業務従事者又は受けたおそれのある放射線業務従事者に対し、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線被ばくのおそれの少ない業務への配置転換等の保健上必要な措置を講じることを規定すること。

解説)

前項の責任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者の障害の程度により規則第23条に規定された保健上必要な措置を実施します。保健上の必要な措置としては、管理区域への立入時間や放射性同位元素の取扱時間の短縮、放射性同位元素の取扱い業務から取り扱わない業務への配置転換等がありますのでそれを規定します。

また、これらの措置の他にもメンタルケア等の保健指導など事業所ごとに考えられた措置等について必要に応じて加えることも考慮すべきです。

なお、責任者がこれらの措置を決定するには、健康診断を実施した医師、主任者の意見を交えて行うことが望ましいといえるため規定しておいてもよいでしょう。

9-3) 規則第23条第2号の規定に基づき、放射線業務従事者以外の者が、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、医師の診断、必要な保健指導等の措置を講じることを規定すること。

解説)

放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、速やかに健康診断を行う必要があります。その結果を踏まえ、責任者等が実施するメンタルケア等の保健指導の措置を規定します。

関連条文例

9) 保健上の措置に関すること

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第〇〇条 管理室長は、健康診断を行った医師及び主任者の意見に基づいて、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、その程度に応じ、取扱時間の短縮、取扱いの制限等の措置を講ずるとともに、必要な保健指導を行うものとする。

2 管理室長は、講じた措置を事業所長に報告しなければならない。

3 管理室長は、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、健康診断を受けさせ、必要な保健指導を行い、事業所長に報告しなければならない。